利用者・保護者の皆さんへ：本部拠点

令和７年４月１日現在

苦情申出窓口について

社会福祉法第８２条の規定により、本事業所では、利用者からの苦情に適切に相談するため下記のように体制を整えましたのでお知らせします。

施設名・事業所名	苦情解決責任者	苦情受付担当者
法人本部 喫茶ぴあ～	理事長　寺田　千尋	飯塚小百合 濵田精也
安倍学園	施設長　寺田　千尋	渡邉博代 川村真由美 久保真理
ルーチェ仰陽（入所部）	施設長　寺田　亮一	
ルーチェ仰陽（通所部）		
安倍野工房	所長　寺田　亮一	濵田精也
けやきワークセンター ヴェルデあべの・ルンガ	所長　寺田　千尋	梶山寛治
サポートセンターコンパス北斗	所長　石田　孝祐	杉本春奈
障害者就業・生活支援センターさつき	所長　寺田　亮一	市川靖剛・臼井和子
ファミィーユ さんあい	所長　吉澤　洋子	渡邊夕見子
健康づくり推進センター	所長　寺田　修	金山宗大・望月裕美子
調理部	理事長　寺田　千尋	福島千帆里

第三者委員　２名

・橋田　憲司（はしだ　けんじ）　元静岡県立静岡中央特別支援学校校長

・兵庫　光彦（ひょうご　みつひこ）　㈱静岡総合警備保障　統括本部　参与

利用者・保護者の皆さんへ

ヴィヴァーチェあしくぼ

令和７年４月１日現在

苦情申出窓口について

社会福祉法第８２条の規定により、本事業所では、利用者からの苦情に適切に相談するため下記のように体制を整えましたのでお知らせします。

苦情解決責任者	苦情受付担当者	苦情解決第三者委員
所長　梅下茂典 	生活支援員　勝間　仁 	橋田　憲司（はしだ　けんじ） 元静岡県立静岡中央特別支援学校校長 兵庫　光彦（ひょうご　みつひこ） ㈱静岡総合警備保障　統括本部　参与

苦情解決・虐待通報受付の方法

(1)　苦情・虐待通報の受付

・苦情・虐待通報は、面接、電話、書面、投書などにより苦情受付担当者あるいは虐待防止受付担当者が受け付けます。

・受け付けた苦情あるいは虐待通報は、担当の第三者委員に報告します。ただし、申し出者が第三者委員に報告を希望しない場合は、報告しません。

・苦情あるいは虐待通報は、第三者委員に直接苦情あるいは虐待通報を申し出ることもできます。（第三者委員の申し出は、施設宛に苦情解決第三者委員〇〇様親展あるいは虐待

利用者・保護者の皆さんへ

フォルテあしくぼ

令和７年４月１日現在

くじょうもうしでまどぐち
苦情申出窓口について

しゃかいふくしほうだい　じょう　きてい　ほんじぎょうしょ　りようしゃ
社会福祉法第８２条の規定により、本事業所では、利用者からの
くじょう　てきせつ　そうだん　かき　たいせい　ととの　し
苦情に適切に相談するため下記のように体制を整えましたのでお知らせします。

くじょうかいけつせきにんしゃ 苦情解決責任者	くじょううけつけたんとうしゃ 苦情受付担当者	くじょうかいけつだいさんしゃいいん 苦情解決第三者委員
しょちょう　てらだちひろ 所長　寺田千尋 	さーびすかんりせきにんしゃ　やまもとあきこ サービス管理責任者　山本晶子 	橋田　憲司（はしだ　けんじ） 元静岡県立静岡中央特別支援学校 校長 兵庫　光彦（ひょうご　みつひこ） ㈱静岡総合警備保障　統括本部 参与

くじょうかいけつ　ぎゃくたいつうほううけつけ　ほうほう
苦情解決・虐待通報受付の方法

(4)　くじょう　ぎゃくたいつうほう　うけつけ
苦情・虐待通報の受付

・くじょう　ぎゃくたいつうほう　めんせつ　でんわ　しょめん　とうしょ　くじょううけつけたんとうしゃ　ぎゃくたいぼうしうけつけたんとうしゃ
苦情・虐待通報は、面接、電話、書面、投書などにより苦情受付担当者あるいは虐待防止受付担当者が
う　つ
受け付けます。

・受け付けた苦情あるいは虐待通報は、担当の第三者委員に報告します。ただし、申し出者が第三者委員に
ほうこく　きぼう　ばあい　ほうこく
報告を希望しない場合は、報告しません。

・　苦情あるいは虐待通報は、第三者委員に直接苦情あるいは虐待通報を申し出ることもできます。
（第三者委員の申し出は、施設宛に苦情解決第三者委員〇〇様親展あるいは虐待防止第三者委員〇〇様
親展と記載した封書によりご提出下さい。）第三者委員にそのままお渡しします。なお第三者委員の自宅、ま
たは職場への電話は、第三者委員の方の業務を妨げ、ご家族にご迷惑をおかけしますので、直接の申し出

利用者・保護者の皆さんへ

LavoroMizuho

令和７年４月１日現在

苦情申出窓口について

社会福祉法第８２条の規定により、本事業所では、利用者からの苦情に適切に相談するため下記のように体制を整えましたのでお知らせします。

苦情解決責任者	苦情受付担当者	苦情解決第三者委員
所長　寺田亮一 	サービス管理責任者　巻本真也子 	橋田　憲司（はしだ　けんじ） 元静岡県立静岡中央特別支援学校 校長 兵庫　光彦（ひょうご　みつひこ） ㈱静岡総合警備保障　統括本部 参与

苦情解決・虐待通報受付の方法

(1)　苦情・虐待通報の受付

・苦情・虐待通報は、面接、電話、書面、投書などにより苦情受付担当者あるいは虐待防止受付担当者が受け付けます。

・受け付けた苦情あるいは虐待通報は、担当の第三者委員に報告します。ただし、申し出者が第三者委員に報告を希望しない場合は、報告しません。

・苦情あるいは虐待通報は、第三者委員に直接苦情あるいは虐待通報を申し出ることもできます。（第三者委員の申し出は、施設宛に苦情解決第三者委員〇〇様親展あるいは虐待防止第三者委員〇〇様親展と記載した封書によりご提出下さい。）第三者委員にそのままお渡しします。なお第三者委員の自宅、または職場への電話は、第三者委員の方の業務を妨げ、ご家族にご迷惑をおかけしますので、直接の申し出は、ご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

利用者・保護者の皆さんへ

Casa　Shimizu

令和７年４月１日現在

苦情申出窓口について

社会福祉法第８２条の規定により、本事業所では、利用者からの苦情に適切に相談するため下記のように体制を整えましたのでお知らせします。

苦情解決責任者	苦情受付担当者	苦情解決第三者委員
所長　寺田千尋 	サービス管理責任者　櫻井慎也 	橋田　憲司（はしだ　けんじ） 元静岡県立静岡中央特別支援学校 校長 兵庫　光彦（ひょうご　みつひこ） ㈱静岡総合警備保障　統括本部 参与

苦情解決・虐待通報受付の方法

(1)　苦情・虐待通報の受付

・苦情・虐待通報は、面接、電話、書面、投書などにより苦情受付担当者あるいは虐待防止受付担当者が受け付けます。

・受け付けた苦情あるいは虐待通報は、担当の第三者委員に報告します。ただし、申し出者が第三者委員に報告を希望しない場合は、報告しません。

・苦情あるいは虐待通報は、第三者委員に直接苦情あるいは虐待通報を申し出ることもできます。（第三者委員の申し出は、施設宛に苦情解決第三者委員〇〇様親展あるいは虐待防止第三者委員〇〇様親展と記載した封書によりご提出下さい。）第三者委員にそのままお渡しします。なお第三者委員の自宅、または職場への電話は、第三者委員の方の業務を妨げ、ご家族にご迷惑をおかけしますので、直接の申し出

利用者・保護者のみなさんへ

レキシア鷹匠

令和７年４月１日現在

苦情申出窓口について

社会福祉法第８２条の規定により、本事業所では、利用者からの苦情に適切に相談するため下記のように体制を整えましたのでお知らせします。

施設名・事業所名	苦情解決責任者	苦情受付担当者
trois（トロワ） ※LavoroMizuhoの従たる事業所	レキシア部長 富田浩子	巻本真也子
Lucia（ルチア） ※ルーチェ仰陽の従たる事業所		谷口さやか
citta（チッタ）		服部祐奈
Lapin（ラパン）		
明光学館大學 ※LavoroMizuhoの従たる事業所		巻本真也子

第三者委員　２名

・橋田　憲司（はしだ　けんじ）　元静岡県立静岡中央特別支援学校校長

・兵庫　光彦（ひょうご　みつひこ）　㈱静岡総合警備保障　統括本部　参与

苦情解決・虐待通報受付の方法

(1)　苦情・虐待通報の受付

・苦情・虐待通報は、面接、電話、書面、投書などにより苦情受付担当者あるいは虐待防止受付担当者が受け付けます。

・受け付けた苦情あるいは虐待通報は、担当の第三者委員に報告します。ただし、申し出者が第三者委員に報告を希望しない場合は、報告しません。

・苦情あるいは虐待通報は、第三者委員に直接苦情あるいは虐待通報を申し出ることもできます。（第三者委員の申し出は、施設宛に苦情解決第三者委員〇〇様親展あるいは虐待